

基準 2 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目① : 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点 1 : 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（P D C A サイクルの運用プロセスなど）

【方針】

本学は、高等教育機関として多様化する社会の負託にこたえるため、建学の理念のもと、人物養成上の目的の達成を目指している。その目的を達成するために、自己点検・評価を実施し、その結果に基づき改善活動に取り組み、教育研究が適切な水準にあることを自ら証明する恒常的・継続的プロセス（以下、「内部質保証」とする）を全学的に推進している。大谷大学学則第 2 条および大谷大学大学院学則第 2 条においては、本学の「目的及び使命の達成並びにその教育研究水準の向上に資するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」と定めている（資料 2-1 第 2 条・資料 2-2 第 2 条）。

また内部質保証に関わる大学の基本方針を「本学は、建学の理念の実現のため 3 つの方針に基づいた教育活動を展開し、教育の質の向上をめざす。そのために適正な教員組織を編成し、教職員の資質の向上を図り、学生支援の充実を図る。また、教育研究活動の促進に必要な環境を整え、社会に貢献できる開かれた大学として永続するよう、経営基盤の整備に対し不断の努力を行う」と定め、本学 Web ページにおいて公表している（資料 2-3 【ウェブ】）。具体的には、大学設置基準及び大学基準協会の大学基準による評価項目に基づきながら、中長期計画である「グランドデザイン」及び事業計画等で掲げた目標達成も含めた自己点検・評価活動を行い、毎年度「自己点検・評価報告書」を作成、公表し、その上で、現状の問題点を把握し、改善計画を立案、実施し、教育研究水準の向上を図ることとしている。

【手続（組織の役割分担等）】

内部質保証のための全学的な手続きは、資料 2-4（2018 年度以降の内部質保証システムにおける手続）のとおりである。この組織表は、自己点検・評価報告書作成のための説明会で、学科主任や事務局のメンバーに周知している。

本学は、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、学長を委員長とし、副学長や学部長、事務部長等の大学執行部で構成する「内部質保証委員会」を設置している。その内部質保証委員会のもとに大学基準協会が定めた基準ごとに責任母体を定めて、それぞれが PDCA サイクルを運用する仕組みをとっている。

教育活動や学生指導に関わる基準項目に関しては、各学科・専攻の自己点検・評価から、各学部・研究科の自己点検・評価を経て、大学全体の活動の自己点検・評価を行っている。たとえば「教育課程・学習成果」を例にとれば、まず各学科及び専攻が「教育課程・学習成果」の評価項目に基づいて現状の確認、成果、課題、翌年度の計画等を点検・評価のうえ報告書を作成し、それをそれぞれの学部又は研究科で集約したあと、学部長及び研究科長が現状や課題について内部質保証委員会に報告する手順となっている。内部質保証委員会では、その報告を受けて審議し、学部、研究科、学部教育全体を集約する教育推進室又は大学院教育全体を集約する大学院運営委員会に改善の指示を出すこととなる。一連の自己点検・評価活動を経て全学的に共有する案件や各年度の自己点検・評価報告書の作成依頼は学科主任会議を経て、各学科で審議されることとなる。

教育活動を支える他の基準についても、それぞれ中心となる委員会又は事務局において報告書を作成し、成果や課題を内部質保証委員会に報告し、内部質保証委員会が改善の指示を出すという仕組みである。なお、学生の受け入れや学生支援などの基準については、学部や研究科においても点検・評価を行い、必要に応じて当該基準の報告書に盛り込む手続を取っている。各基準の点検・評価及び改善のプロセスは、実際に自己点検・評価活動にかかわるそれぞれの委員会や関係者が策定し、大学運営会議で決定している。

上記の内部質保証委員会の役割は、自己点検・評価規程に規定している。まず、内部質保証のための方針及び手続き並びに内部質保証システムの適切性の点検・評価に関する事項、さらに自己点検・評価活動の実施に関する事項として、自己点検・評価報告書の検証、自己点検・評価報告書の公表、外部評価結果の検証、改善の指示及びその検証、認証評価の受審及び評価結果への対応の 5 項目を定めている（資料 2-5 第 7 条）。自己点検・評価は、教育研究に関わる全ての組織で実施し、その活動の結果、内部質保証委員会から改善を指示された組織は、委員会が定める期間内に改善報告を行うことも定めている（資料 2-5 第 2 条・第 8 条）。

また、本学の自己点検・評価規程では、内部質保証委員会の活動を補佐するために「運営部会」を設置している。その役割は、自己点検・評価の計画の策定、組織等が作成した自己点検・評価報告書のまとめ、外部評価の実施等としており、この運営部会が中心となって 2019 年度に初めて外部評価を実施した（資料 2-5 第 9 条・第 10 条）。この取組により、本学における内部質保証の適切性の検証に客観性を持たせることができたと考えている。なお、外部評価の実施に関する詳細は、外部評価に関する細則に定めている（資料 2-6）。

以上が 2019 年度の現状であるが、2019 年度にはじめて実施した外部評価において貴重な指摘を受けたため、2020 年度からの体制を検討し、2019 年度末に規程の改正をみたところである。また、本学では内部質保証の基本となる方針を Web ページで公開しているが、手続きや責任の所在を含めた部分に関してまで詳細を示すに至っていないため、上述の

規程に合わせて修正の段階にある。

【有効性や適切性の判断】

以上、本学における内部質保証は、学則に基づいて定められた自己点検・評価規程によって全学的な体制で内部質保証を行うことを明示しており、各部署が公開された各種方針に従って自己点検・評価活動を実施する体制であり、方針に基づいた活動、点検、改善という PDCA サイクルも妥当な形で明示しているといえる。

点検・評価項目② : 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1 : 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2 : 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

【過去からの経緯】

本学は、設置基準の大綱化に併せて「自己点検・評価」を行うことを学則に定め、これに基づき、1997年に自己点検・評価委員会を組織し、2003年11月には「自己点検・評価規程」を制定して、継続的に自己点検・評価活動を行ってきた。

その後、2016年度に「自己点検・評価規程」を一部見直して、自己点検評価委員会のあり方を精査し、2018年度から「内部質保証委員会」に改めて委員会の役割そのものを大きく見直している。

2017年度以前は、自己点検・評価委員会が中心となり自己点検・評価活動を実施してきた。この自己点検・評価委員会は、学監・副学長を委員長とし、自己点検・評価活動推進責任者として任命された学長補佐、教授会や各種委員会から任命した教員と各事務局各部の事務部長で構成されていた。自己点検・評価委員は、大学執行部が責任を持って行う教育活動について、学内にありながらも第三者的な視点で学部・研究科・各事務局から提出された「自己点検・評価報告書」の評価をしてきたが、内部質保証推進の責任の所在を大学執行部にあることを明確にし、より効率的な形で内部質保証を推進するため、現在の内部質保証システムに変更したのである。

【現在の体制】

本学における自己点検・評価を含む内部質保証の推進に関する体制は、自己点検・評価規程に定めており（資料 2-5）、2018年度からは「内部質保証委員会」を全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織としている。内部質保証委員会は、自己点検・評価規程第3条に基づいて、委員長を学長として、学監・副学長、学監・事務局長、教育・学生支援担当副学長、研究・国際交流担当副学長、学生部長、入学センター長、文学部長、社会学部長、教育学部長、大学院文学研究科長、短期大学部長、企画・入試部事務部長、総務部事務部長、学生支援部事務部長、教育研究支援部事務部長で構成される（資料 2-5 第3条）。これらは、大学の業務に関わる意思決定機関である「大学運営会議」のメンバーでもあるため、全学的な観点から現状を把握した上で、問題点の改善を図ることが可能となっている（基準 10-1「大学運営」 点検・評価項目②参照）。

一般的な大学における自己点検・評価委員会や内部質保証委員会は、自己点検・評価の客観性を保つために、大学の運営に関わる執行部とは別に定められることが多い。このようなあり方は、大規模で学部の独立性が事務レベルでも高い大学においては有効であるが、本学のような中小規模の大学の、全学的な方針の決定と政策の施行が容易な大学においては、別組織とすることはむしろ非効率である。そこで、本学では、意思決定機関である大学運営会議のメンバーを内部質保証委員会の委員とした経緯がある。

なお、内部質保証委員会の下部組織として、内部質保証委員会の活動を補佐するための運営部会を設置していることは前述したが、そのほかに内部質保証システムの効果について主に教学的な視点から調査を行う内部質保証委員会作業部会（アンケート部会）を置いている（資料 2-5 第 2 条・第 9 条・第 10 条・第 11 条）。

【2020 年度に向けて】

点検・評価項目①で少し触れたが、2019 年度に実施した外部評価において、「内部質保証の推進の責任主体となる組織と大学運営の責任主体となる組織との関係が不明確に見える」との指摘を受けた。大学運営の責任主体である組織「大学運営会議」と「内部質保証委員会」の構成員が同じであるため、両者の関係を混同する可能性があったと考えられる。そこで 2019 年度に見直しを行い、2020 年度以降は内部質保証委員会を廃し、内部質保証の責任主体となる組織を「大学運営会議」に一本化することとし、「学長会及び大学運営会議規程」と「自己点検・評価規程」の一部改正を行った（資料 2-7、資料 2-8）。

これにより、大学の執行部のメンバーで構成される大学運営会議の責務として内部質保証を推進していくことがより明確となった（資料 2-8、資料 2-9）。

【有効性や適切性の判断】

以上、本学の内部質保証システムは各部局の長の責任において実施されていることから、その責任の所在および全学的な体制として十分に整備されたものといえる。

点検・評価項目③ : 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1 : 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2 : 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育の P D C A サイクルを機能させる取り組み

評価の視点 3 : 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点 4 : 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点 5 : 行政機関、認証評価機関等からの指導事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点 6 : 点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学の学士課程教育においては、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針はすべて学則（資料 2-1 第 1 条）の目的「大谷大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、仏教の精神に則り、人格を育成するとともに、仏教並びに人文に関する学術を教授研究し、広く世界文化に貢献することを目的とする。」に基づいて策定されている。同様に本学大学院においても学則（資料 2-2 第 2 条）の目的「大谷大学大学院(以下「本学大学院」という。)は、仏教の精神に則り、仏教並びに人文・社会に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。」に基づいて策定されている。これらは建学の理念である初代学長清沢満之の「開校の辞」（資料 2-10 【ウェブ】）および第三代学長佐々木月樵の「大学樹立の精神」（資料 2-11 【ウェブ】）をもとに策定されたものである。

各学部及び文学研究科は学則に基づき教育目標（人物養成上の目的）を設定している。例えば、文学部では「文学部は、歴史の中で蓄積されてきた多様な文化的所産に学ぶことを通して、人間と世界に関わる根本的な問題を解明し、深く自己を洞察しつつ現代社会を主体的に生きることのできる人物の養成をめざす」としている（資料 2-12 【ウェブ】）。この教育上の目的は、専門的な教育を通して、社会に対して貢献できる「知識・理解」とそれを的確に示す「技能・表現」、社会の問題を解決しようとする「関心・意欲」やそれを実行しようとする「態度」、および、その実現のための「思考・判断」を含んでいる。学位授与方針（DP）は上述の「技能・表現」、「知識・理解」、「関心・意欲」、「思考・判断」、「態度」を卒業時に身につけている力として設定している。教育課程の編成方針（CP）も、それぞれの授業が学位授与方針への対応によって策定されている（資料 2-12 【ウェブ】）。これらの目的に対応させて学生の受け入れ方針（AP）も策定され、入試形態での対応を示している（資料 2-12 【ウェブ】）。

本学では、内部質保証の取組として、上述の方針に基づいた教育活動を展開し、教育の質が向上しているかどうかを検証するため、毎年度、自己点検・評価を行っている。2017 年度以前の自己点検評価活動は、従来の内部質保証システムのもとで自己点検・評価報告書を作成し、公表した。2018 年度以降は内部質保証委員会のもとに全学的な点検・評価を行う取組として実施しており、大学基準協会の定める認証評価の評価基準 1 から 10 に対応した部局ごとに自己点検・評価報告書を作成している（資料 2-4）。各学部及び研究科は、各学部・研究科の教育課程の編成、専門教育の学習成果、学生支援に関わる内容に関して自己点検・評価報告書を作成している。この作成は、各学部長・研究科長の責任においてなされるため、内部質保証委員会で作成を指示している（資料 2-13）。各学部・研究科の状況に関しては、各学部長・研究科長から各学科・各専攻に対して自己点検・評価報告書の作成を指示している（資料 2-14）。各学部長は、学科から提出された報告書を取りまとめ、各学部の自己点検・評価報告書（資料 2-15・資料 2-16・資料 2-17）として内部質保証委員会に提出している。文学研究科においても同様に、研究科長が、各専攻から提出された報告書を取りまとめ、文学研究科の報告書として提出している（資料 2-18）。その上で、教育・学生支援担当副学長（文学部長を兼ねる）の責任で、基準 4「教育課程・学習成果」の自己点検・評価報告書が作成される。最終的には、大学全体の自己点検・評価報告書となり、内部質保証委員会によって当該年度の現状を把握し、共有する。大学全体の自己点検・評価報告書では、学科・専攻、学部・研究科、それぞれのレベルの報告書で把握

した問題点に対する改善案を記載している。したがって、各学部・研究科の改善の取組は各学科の取組を踏まえた改善の取組であることを意味する。さらに、各学部長・研究科長は内部質保証委員会のメンバーであるため、大学全体での内部質保証の推進の取組として適切な措置をとることが可能となっている。

事務部門においては、毎年度事業計画書を作成し、学校法人真宗大谷学園に提出している（資料 2-19）。この計画書は、主にグランドデザインに関わる計画書であるが、その中に自己点検・評価の基準に関わる事業も含まれる。さらに、各年度末に報告書として同法人に提出される（資料 2-20）。なお各事務部が関わる自己点検・評価報告書は事業計画に対する報告結果を踏まえて作成される。

本学における内部質保証システムの客観性と妥当性は複数の観点で検証される。内部質保証システムが有効に機能しているかどうかは運営部会での検証結果を報告書（資料 2-21）として内部質保証委員会に提出し、内部質保証員会で審議する。また、外部評価を学外の委員に依頼し、実施することで、より客観性と妥当性を確保している（資料 2-22【ウェブ】）。これらの検証を経たうえで、大学準協会による認証評価受審に向け、内部質保証システムの改善を行っている。なお、本学では、2015 年度に公益財団法人大学基準協会による認証評価を受け、今回は、2022 年度に大学基準協会の認証評価を受審する予定である。

本学の内部質保証システムは、学内での自己点検・評価を学外からの指摘に対しても適切に対応することも含まれる。事実、2015 年度の大学基準協会からの指摘事項を真摯に受け止めることで現状の内部質保証システムを構築し、その成果に関しては、2019 年度に改善報告書を大学基準協会に提出した（資料 2-23）。また、本学は 2018 年度に社会学部と教育学部を設置したが、その設置計画履行状況の報告書も公表して対応している（資料 2-24【ウェブ】）。

【有効性や適切性の判断】

現状の内部質保証システムの有効性に関しては定期的な検証により有効に機能しつつあるが、本学における内部質保証をさらに推進するため、継続的な検証が必要である。

点検・評価項目④ : 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1 : 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
評価の視点 2 : 公表する情報の正確性、信頼性
評価の視点 3 : 公表する情報の適切な更新

本学では社会に対する説明責任を果たすため、学校教育法第 172 条 2 に基づいて教育情報を大学の Web ページで公表している。教育研究活動、財務、その他の諸活動の状況は、教育情報のページとして公開し（資料 2-25【ウェブ】）、自己点検・評価活動についても同様に各年度の Web ページで公表している（資料 2-26【ウェブ】）。なお毎年度で変化する情報は各年度更新し、毎年度変化しない情報は、変化の生じた段階で更新している。

大学の情報の公開は、広報委員会において企画・立案されている（資料 2-27）。個人情報の取り扱いに関しては、学校法人真宗大谷学園個人情報保護に関する規程に基づいて対処されている（資料 2-28）。公開される情報は、その信頼性や正確性も合わせて、理事会、教授会、大学運営会議、内部質保証委員会等での議を経ている。また 2018 年度以降の自己点検・評価報告書は大学基準協会による認証評価に準拠した形で作成している。2018 年度の自己点検・評価報告書に関しては、2019 年度に実施した外部評価において公表データの問題点の指摘はなかった（資料 2-22）。財務情報に関しては会計士による監査を受け、その結果を Web ページ上に公開し（資料 2-29【ウェブ】）、教育に関わる情報は定期的な外部評価を経たものである（基準 4 参照）。

【有効性や適切性の判断】

以上、本学で公表する情報の妥当性は学校教育法に基づいており、公開する情報の範囲においては問題なく、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

点検・評価項目⑤ : 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1 : 全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性

評価の視点 2 : 適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点 3 : 点検・評価結果に基づく改善・向上

既述のとおり、本学ではこれまでの自己点検・評価委員会の体制を刷新し、全学的な内部質保証の推進に責任を持つ組織として、2018 年 4 月「内部質保証委員会」を立ち上げた。内部質保証委員会は、点検・評価活動で明らかになった課題を、具体的に改善していくために、委員長を学長とし、大学の運営に責任を持つ「大学運営会議」の委員全員を構成メンバーとしている。本学における内部質保証のサイクルは、内部質保証委員会のもと、基準 1 から基準 10 までの項目を、職責を持つ組織・部局の活動を踏まえ各委員がそれぞれ担当し、点検・評価活動を行い、自己点検・評価報告書を作成し、その検証を内部質保証委員会で行うこととしている（資料 2-4、資料 2-5）。内部質保証委員会では各基準の報告書をもとに現状を把握し、全学的な PDCA サイクルが有効であるかどうかを確認している。さらに内部質保証システムそのものに関しては、「運営部会」が、内部質保証システムの有効性を分析し、その結果を報告書として提出し、それに基づいて検証が行われている。

2018 年度の自己点検・評価に関しては、2019 年 7 月 9 日に開催された 2019 年度第 3 回内部質保証委員会において内部質保証システムの検討がなされた（資料 2-30）。内部質保証システムの適切性および大学基準協会発行ハンドブックに基づいたとき、2018 年度の内部質保証の体制では、学部内の自己点検・評価の状況が見えにくい可能性があった。これは、大谷大学の学部体制の場合、教育内容による学部の区分であったが、実質的には事務局レベルで学部に分割されていないため、全学レベルの自己点検・評価と学部の自己点検・評価を同一で行うことが可能であったことに由来する。こうした問題点が自己点検・

評価を通して明らかになったため、2019年度の内部質保証システムでは、学部の自己点検・評価活動に関する報告を内部質保証委員会で共有したうえで、全学的な自己点検・評価報告書を確定する体制へと是正した。

また2019年度には外部評価をはじめて実施した。その結果、本学の内部質保証の定義をより明確にする必要性が指摘された（資料 2-22）。さらに、外部評価委員との意見交換の際、構成員が同じである内部質保証委員会と大学運営会議の関係性が見えにくく、内部質保証推進の責任を負う組織の所在が明確でないという意見が示された。これらの指摘を踏まえて、点検評価項目①で既述したように、自己点検・評価規程を改正し（資料 2-8）、本学における内部質保証の定義を明記し、その責任を負う組織を大学運営会議とすることを明示した（資料 2-8 第2条）。また、それに合わせて内部質保証の方針も改訂中である。

【有効性や適切性の判断】

以上、2018年度に新たな内部質保証システムを策定したが、実際に運用する過程において不十分な点が見られた。しかし、内部質保証システムに組み込まれたPDCAサイクルにより問題点を把握し、改善できることも同時に明らかになった。したがって、大学基準協会が定める10の基準を指標として、本学の教育・研究活動を点検・評価し、継続的な改善にむすびつけていく基盤は整備できているといえる。

（2）長所・特色（意図した成果が見られる（期待できる）事項）

本学は2018年度より文学部・社会学部・教育学部の3学部体制がスタートしたばかりである。本学は中小規模大学であるため、大規模大学とは異なり、学部の事務局が独立した体制で学部が運営されているわけではない。ただし、規模が小さく、各事務部が学部間で共通しているため、現状の問題点の把握がしやすく、全学的な改善が推進しやすいといえる。実際、点検・評価項目⑤で既述したように、2018年度に学部新設に伴い刷新した内部質保証システムの問題点を2018年度の自己点検・評価によって把握し、2019年度内に改善に取り組み、内部質保証システムの修正が実現できている。

こうした体制実現は、本学が社会の要請に対して真摯に取り組んできた、これまでの蓄積が基盤になっているものといえる。現在の内部質保証システムにおいては、これまでの内部質保証システムとの接続が未だ見えにくいという点はあるものの、今後、本学の内部質保証を推進していくことで、学内の取組を明示できるものと確信する。

（3）問題点（改善すべき事項）

2019年度に実施した外部評価で指摘を受けた、本学の内部質保証の定義は、自己点検・評価規程の改正によってより明確となったが、内部質保証システムの方針として公表に至っていないことが問題点として挙げられる。2019年度の外部評価では、全体としては概ね問題点は見られなかったが、新たな内部質保証システムのもとでの効果の検証が必要であ

ろうとの指摘があった。また、この度の外部評価では評価対象としなかった基準 3 と基準 10 に関して、適切性が検証されてはいない。そのため、2019 年度の外部評価における指摘に対して、本学の取組が適切に行われるか検証するとともに、評価対象外であった基準についても外部評価の実施を目指す必要があるだろう。

【改善計画】

2020 年度：内部質保証システムの方針を改定し、2020 年度に公表する。

問題点が指摘された基準、および、未実施の基準 3 と 10 においても外部評価を行い、現状のシステムの検証を行う

(4) 全体のまとめ

大谷大学の内部質保証システムは全学的な体制をとることができるようになっており、その方針、責任の所在、全学的な体制の整備に関しては概ね妥当なシステムといえる。長所としても、中小規模がゆえに全学的に内部質保証の推進が容易であるため、PDCA サイクルを継続的に回すことで安定的な内部質保証システムを確立することが可能といえる。その一方で、内部質保証システムの内実化の途上であり、安定的なシステムが確立された状態には至っていない。安定的なシステムを確立させるためには、2019 年度に修正したシステムの有効性を検証する必要がある。2019 年度の段階でシステムの改善は行ったが、改善したシステムの有効性も含めて本学における内部質保証システムはいまだ検証の途上にあるため、評定を B とした。本学における内部質保証システムを有効に機能させるためにも、今後も継続的な PDCA サイクルにより改善を進めるとともに、2022 年に大学基準協会による認証評価を受審することで、本学における内部質保証システムの妥当性を検証したい。